

議案第121号

静岡市道路占用料条例の一部改正について

静岡市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市道路占用料条例の一部を改正する条例

静岡市道路占用料条例（平成15年静岡市条例第249号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市道路占用料条例（以下「新条例」という。）の規定は、占用期間がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にわたる占用許可に係る占用料について適用し、施行日の前日までに占用期間が満了する占用許可に係る占用料については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 3 新条例の規定に基づく占用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。